

資料 2

9月29日 食品衛生分科会

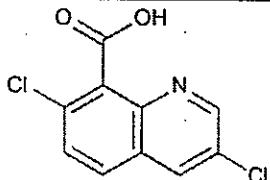
報告事項に関する資料

(2) 報告事項

① 農薬等

・ キンクロラック (暫定基準の見直し+インポートトレランス 申請)	1
・ 1-ナフタレン酢酸 (適用拡大申請に伴う基準値の設定)	5
・ フルキサピロキサド (インポートトレランス申請)	9
・ フルメツラム (暫定基準の見直し)	17
・ プロパクロール (暫定基準の見直し)	20
・ メビンホス (暫定基準の見直し)	23
・ プロペタンホス (暫定基準の見直し)	28

キンクロラック (Quinclorac)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス(IT)制度に基づく基準値設定の要請があり、あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	キノリンカルボン酸系の除草剤である。詳細な作用機序は解明されていないが、細胞壁の生合成阻害等により殺草効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稲／一年生イネ科雑草、広葉雑草 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価は行われておらず、国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において米、小麦等に、カナダにおいてなたね、米等に、EUにおいて米、小麦等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.34 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 34.9 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD : 1.5 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 150 mg/kg 体重 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあっては、キンクロラック及び代謝物Cとし、畜産物にあっては、キンクロラックとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>9.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>5.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露 各食品の短期推定摂取量(ESTI)を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼少児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参考用量(ARfD)を超えていない^(注)。</p> <p>注) 基準値案又は最高残留濃度(HR)を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究所の結果に基づきESTIを推定した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	5.0	幼小児 (1~6歳)	9.3	妊婦	3.4	高齢者 (65歳以上)	5.2
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	5.0										
幼小児 (1~6歳)	9.3										
妊婦	3.4										
高齢者 (65歳以上)	5.2										

意見聴取の状況	平成 27 年 6 月 11 日に在京大使館への説明を実施 平成 27 年 7 月 1 日～8 月 30 日に WTO 通報を実施 平成 27 年 9 月 4 日～10 月 3 日にパブリックコメントを実施
答申案	別紙 2 のとおり。

農業名

キンクロラック

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	5	5				【0.110-3.79 (n=13) (米国)】
小麦	0.5	0.5			0.5	【<0.05-0.27 (n=17) (米国)、 0.07(#)ー0.194 (n=4) (カナダ)】
大麦	2	2			2.0	【0.098 (#)-1.165 (#) (n=5) (カナダ)】
その他の穀類	0.8	6				【<0.05-0.50 (n=9) (ソルガム) (米国)】
てんさい		0.2				
ごまの種子	2		IT		1.5	米国
なたね	2		IT		1.5	米国
その他のオイルシード	2		IT		1.5	米国
その他のスパイス	2		IT		1.5	米国
牛の筋肉	0.05	0.05			0.05	米国
豚の筋肉	0.05	0.05			0.05	米国
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05			0.05	米国
牛の脂肪	0.7	0.4			0.7	米国
豚の脂肪	0.7	0.4			0.7	米国
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.7	0.4			0.7	米国
牛の肝臓	2	0.8			1.5	米国
豚の肝臓	2	0.8			1.5	米国
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	0.8			1.5	米国
牛の腎臓	2	0.8			1.5	米国
豚の腎臓	2	0.8			1.5	米国
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	0.8			1.5	米国
牛の食用部分	2	0.8			1.5	米国
豚の食用部分	2	0.8			1.5	米国
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	0.8			1.5	米国
乳	0.05	0.1			0.05	米国
鶏の筋肉	0.05	0.05			0.05	米国
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05			0.05	米国
鶏の脂肪	0.05	0.05			0.05	米国
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05			0.05	米国
鶏の肝臓	0.05	0.08				【推:0.05】
その他の家きんの肝臓	0.05	0.08				【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.05	0.08				【推:0.05】
その他の家きんの腎臓	0.05	0.08				【鶏の腎臓参照】
鶏の食用部分	0.05	0.08				【鶏の肝臓・腎臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.05	0.08				【鶏の肝臓・腎臓参照】
鶏の卵	0.05	0.05			0.05	米国
その他の家きんの卵	0.05	0.05			0.05	米国

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

IT: 海外で設定されている基準値を参考するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

推: 推定される残留量であることを示す

キンクロラック

食品名	残留基準値 ppm	※今回基準値を設定するキンクロラックとは、農産物にあっては、キンクロラック及び代謝物C【メチル3,7-ジクロロ-8-キノリンカルボキシレート】をキンクロラックに換算したものの和とし、畜産物にあっては、キンクロラックとする。
米(玄米をいう。)	5	
小麦	0.5	
大麦	2	
その他の穀類 ^{注1)}	0.8	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
ごまの種子	2	
なたね	2	
その他のオイルシード ^{注2)}	2	注2)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注3)}	2	注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
牛の筋肉	0.05	
豚の筋肉	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注4)} の筋肉	0.05	
牛の脂肪	0.7	
豚の脂肪	0.7	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.7	
牛の肝臓	2	
豚の肝臓	2	注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	2	
牛の腎臓	2	
豚の腎臓	2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	2	注5)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
牛の食用部分 ^{注5)}	2	
豚の食用部分	2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	2	
乳	0.05	注6)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
鶏の筋肉	0.05	
その他の家きん ^{注6)} の筋肉	0.05	
鶏の脂肪	0.05	
その他の家きんの脂肪	0.05	
鶏の肝臓	0.05	
その他の家きんの肝臓	0.05	
鶏の腎臓	0.05	
その他の家きんの腎臓	0.05	
鶏の食用部分	0.05	
その他の家きんの食用部分	0.05	
鶏の卵	0.05	
その他の家きんの卵	0.05	

1-ナフタレン酢酸 (1-Naphthaleneacetic acid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／植物成長調整剤										
作用機構	オーキシン様活性を示す植物成長調整剤である。植物の成長に対して使用時期や濃度により阻害または促進作用を示し、温州みかんの幼果の生理落果助長及び夏秋梢伸長抑制、りんご、なし、かんきつ等の成熟期の収穫前落果抑制、果菜類の着果促進、果実肥大、挿木発根伸長促進等の作用がある。										
適用作物／使用目的等	かぼちゃ／着果促進 等										
我が国の登録状況	かんきつ、オリーブ、メロン等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、とうとう等に、EUにおいてりんご、なし等に、豪州においてりんご、なし等に、ニュージーランドにおいて温州みかん等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI : 0.15 mg/kg 体重/day (1-ナフタレン酢酸ナトリウムとして) [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口) 無毒性量 15 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARfD: 0.15 mg/kg 体重 (1-ナフタレン酢酸ナトリウムとして) [設定根拠] 妊娠 4-20 日 発生毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 15 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：1-ナフタレン酢酸（抱合体を含む）とする。										
暴露評価	<p>①長期暴露</p> <p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>6.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>1.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露</p> <p>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼少児 (1~6歳) のそれにおける摂取量は急性参考用量 (ARfD) を超えていない。^{注)}</p> <p>注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	1.7	幼小児 (1~6歳)	6.1	妊婦	2.1	高齢者 (65歳以上)	1.9
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	1.7										
幼小児 (1~6歳)	6.1										
妊婦	2.1										
高齢者 (65歳以上)	1.9										

意見聴取の状況	平成 27 年 6 月 11 日に在京大使館への説明を実施 平成 27 年 9 月 4 日～10 月 3 日にパブリックコメントを実施 (WTO 通報は対象外)
答申案	別紙 2 のとおり。

農薬名

1-ナフタレン酢酸

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かぼちゃ(スカッシュを含む。) メロン類果実	0.03 0.2	0.2	申 ○			<0.008,<0.008 0.078(#),0.040(#)
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.5 5 5 5 5 5 5	0.5 5 5 5 5 5 5	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			0.200,0.107 0.666,1.84(#)(\\$) (すだち、かぼす参照) (すだち、かぼす参照) (すだち、かぼす参照) (すだち、かぼす参照) 2.15(すだち)(#), 1.76(かぼす)
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ	0.5 0.3 0.3 0.3	0.5 0.3 0.3 0.3	○ ○			0.144(#)(\\$),0.028(#) 0.045(#),0.066(#)
おうとう(チェリーを含む。)	0.1	0.1			0.1	米国 【<0.04(n=2)(米国)】
その他の果実	0.1	0.1				
その他のスパイス	20	20	○			3.98, 12.7(\\$)(みかん果皮)

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

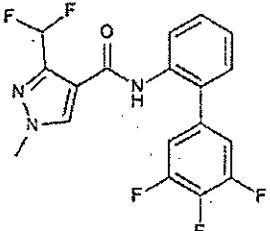
(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\\$): ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

1-ナフタレン酢酸

食品名	ppm	残留基準値
かぼちゃ(スカッシュを含む。) メロン類果実	0.03 0.2	※今回基準値を設定する1-ナフタレン酢酸とは、1-ナフタレン酢酸(抱合体を含む)とする。
みかん なつみかんの果実全体	0.5 5	注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5 5	
グレープフルーツ	5	
ライム	5	
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	5	注2)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ	0.5 0.3 0.3 0.3	
おうとう(チェリーを含む。)	0.1	
その他の果実 ^{注2)}	0.1	
その他のスパイス ^{注3)}	20	注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

フルキサピロキサド (Fluxapyroxad)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス(IT)制度に基づく基準値設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤										
作用機構	カルボキシアミド系殺菌剤であり、ミトコンドリア内呼吸鎖複合体Ⅱを阻害することにより殺菌効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	大麦／ <i>Cochliobolus sativus</i> 等										
我が国の登録状況	非食用作物の農薬として登録されている。										
諸外国の状況	2012年に JMPRにおける毒性評価が行われ、ADI及びARfDが設定されている。国際基準は小麦、大豆等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において穀類、畜産物等に、カナダにおいて大麦、あんず等に、EUにおいて、もも、豆類等に、豪州において穀類、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.021 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 2.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD : 1.2 mg/kg 体重 [設定根拠] 単回 急性神経毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量 125 mg/kg 体重 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルキサピロキサド										
暴露評価	<p>①長期暴露 EDI／ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>19.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>42.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>18.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>21.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露 各食品の短期推定摂取量(ESTI)を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼少児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参考用量 (ARfD) を超えていない。 注) 基準値案を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		EDI／ADI (%)	一般 (1歳以上)	19.8	幼小児 (1~6歳)	42.5	妊婦	18.6	高齢者 (65歳以上)	21.3
	EDI／ADI (%)										
一般 (1歳以上)	19.8										
幼小児 (1~6歳)	42.5										
妊婦	18.6										
高齢者 (65歳以上)	21.3										

意見聴取の状況	平成 27 年 6 月 11 日に在京大使館への説明を実施 平成 27 年 9 月 4 日～10 月 3 日にパブリックコメントを実施 (WTO 通報は対象外)
答申案	別紙 2 のとおり。

農産名

フルキサビロキサド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)※	1		IT	5.0	米国	【0.26-3.73 (n=16) (米国)】
小麦	0.3	0.3		0.3		
大麦	3	3		2	3.0	【<0.01-1.65 (n=12) (米国)】
ライ麦	3	3		0.3	3.0	【米国大麦、ソルガム参照】
とうもろこし	0.2	0.2		0.15		
そば	3	3		3.0	米国	【米国大麦、ソルガム参照】
その他の穀類	3	3		2	3.0	【0.13-0.43 (n=9) (ソルガム) (米国)】
大豆	0.3	0.3		0.3		
小豆類	0.4	0.4		0.4		
えんどう	0.4	0.4		0.4		
そら豆	0.4	0.4		0.3	0.4	【0.01-0.21 (n=11) (乾燥ソルガム) (米国)】
らっかせい	0.01	0.01		0.01		
その他の豆類	0.4	0.4		0.4		
ばれいしょ	0.03	0.03		0.03		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02	0.02		0.02	米国	【米国ばれいしょ(<0.01-0.02 (n=21))参照】
かんしょ	0.02	0.02		0.02	米国	【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.02	0.02		0.02	米国	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.02	0.02		0.02	米国	【米国ばれいしょ参照】
てんさい	0.2			0.15		
さとうきび	3		IT	3.0	米国	【<0.01-2.67 (n=8) (米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.9		IT	0.90	米国	【0.03-0.1 (n=5) (米国)】
かぶ類の根	0.9		IT	0.90	米国	【米国ラディッシュ、にんじん参照】
西洋わさび	0.9		IT	0.90	米国	【米国ラディッシュ、にんじん参照】
クレソン	30		IT	30	米国	【米国セロリ、レタス、ほうれんそう参照】
はくさい	4		IT	4.0	米国	【米国ブロッコリー、キャベツ、マスタードグリーン(0.48-1.87(n=5))参照】
キャベツ	4		IT	4.0	米国	【0.07-1.23 (n=7) (外葉あり)、<0.01-0.07(n=7) (外葉なし) (米国)】
芽キャベツ	4		IT	4.0	米国	【米国ブロッコリー、キャベツ、マスタードグリーン参照】
ケール	4		IT	4.0	米国	【米国ブロッコリー、キャベツ、マスタードグリーン参照】
きょうな	4		IT	4.0	米国	【米国ブロッコリー、キャベツ、マスタードグリーン参照】
チンゲンサイ	4		IT	4.0	米国	【米国ブロッコリー、キャベツ、マスタードグリーン参照】
カリフラワー	4		IT	4.0	米国	【米国ブロッコリー、キャベツ、マスタードグリーン参照】
ブロッコリー	4		IT	4.0	米国	【0.09-1.22 (n=8) (米国)】
その他のあぶらな科野菜	4		IT	4.0	米国	【米国ブロッコリー、キャベツ、マスタードグリーン参照】
ごぼう	0.9		IT	0.90	米国	【米国ラディッシュ、にんじん参照】
サルシフィー	0.9		IT	0.90	米国	【米国ラディッシュ、にんじん参照】
エンダイブ	30		IT	30	米国	【米国セロリ、レタス、ほうれん草(1.86-11.45(n=5))参照】
しゅんぎく	30		IT	30	米国	【米国セロリ、レタス、ほうれん草参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30		IT	30	米国	【0.14-1.96 (n=6) (結球)、1.96-6.16(n=6) (非結球) (米国)】
その他のきく科野菜	30		IT	30	米国	【米国セロリ、レタス、ほうれん草参照】
たまねぎ	2		IT	1.5	米国	【0.03-0.27 (n=6) (米国)】
ねぎ(リーキを含む。)	2		IT	1.5	米国	【米国グリーンオニオン、たまねぎ参照】
にんにく	2		IT	1.5	米国	【米国グリーンオニオン、たまねぎ参照】
にら	2		IT	1.5	米国	【米国グリーンオニオン、たまねぎ参照】
その他のゆり科野菜	2		IT	1.5	米国	【0.24-0.56(n=3) (グリーンオニオン) (米国)】
にんじん	0.9		IT	0.90	米国	【0.04-0.5 (n=7) (米国)】

農産名

フルキサピロキサド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm		
バースニップ	0.9		IT		0.90	米国	【米国ラディッシュ、にんじん参照】
バセリ	30		IT		30	米国	【米国セリ、レタス、ほうれん草参照】
セロリ	30		IT		30	米国	【1.33-5.15 (n=6) (米国)】
その他のせり科野菜	30		IT		30	米国	【米国セリ、レタス、ほうれん草参照】
トマト	0.7	0.7		0.6	0.7	米国	【<0.01-0.46 (n=18) (米国)】
ピーマン	0.7	0.7		0.6	0.7	米国	【<0.01-0.29 (n=8) (米国)】
なす	0.7	0.7		0.6	0.7	米国	【米国トマト、ピーマン、とうがらし参照】
その他のなす科野菜	0.7	0.7		0.6	0.7	米国	【米国トマト、ピーマン、とうがらし参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5		IT		0.50	米国	【0.03-0.26 (n=6) (米国)】
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5		IT		0.50	米国	【0.05-0.14 (n=5) (米国)】
その他のうり科野菜	0.5	0.02	IT		0.50	米国	【米国きゅうり、サマースカッシュ参照】
オクラ	0.7	0.7		0.6	0.7	米国	【米国トマト、ピーマン等参照】
しようが	0.02	0.02			0.02	米国	【米国ばれいしょ参照】
未成熟えんどう	2	2		2			
未成熟いんげん	2	2		2			
えだまめ	2	2		1.5			
しいたけ	0.6	0.6		0.6			
その他のきのこ類	0.6	0.6		0.6			
その他の野菜	7	7		2	7.0	米国	【0.79-4.17 (n=11) (てんさいの葉) (米国)】
りんご	0.9	0.9		0.9			
日本なし	0.9	0.9		0.9			
西洋なし	0.9	0.9		0.9			
マルメロ	0.9	0.9		0.9			
ネクタリン	3	2	IT	2	3.0	米国	【米国 チェリー、もも(0.19-0.63(n=12))、プラム (0.14-0.95 (n=10))参照】
あんず(アプリコットを含む。)	3	2	IT	2	3.0	米国	【米国 チェリー、もも、プラム参照】
すもも(ブルーンを含む。)	5	2	IT	5	3.0	米国	
うめ	2	2		2			
おうとう(チェリーを含む。)	3	2	IT	2	3.0	米国	【0.19-1.864 (n=14) (米国)】
いちご	4		IT		4.0	米国	【0.21-2.34 (n=8) (米国)】
ラズベリー	5		IT		5.0	米国	【1.06-1.98 (n=2) (米国)】
ブラックベリー	5		IT		5.0	米国	【米国ラズベリー参照】
ブルーベリー	7		IT		7.0	米国	【1.27-3.77 (n=6) (米国)】
クランベリー	7		IT		7.0	米国	【米国ブルーベリー参照】
ハックルベリー	7		IT		7.0	米国	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	7		IT		7.0	米国	【米国ブルーベリー参照】
ぶどう	2		IT		2.0	米国	【0.11-1.36 (n=12) (米国)】
グアバ	7		IT		7.0	米国	【米国ブルーベリー参照】
パッションフルーツ	2		IT		2.0	米国	【米国ぶどう参照】
その他の果実	2	0.8	IT	0.6	2.0	米国	【米国ぶどう参照】
ひまわりの種子	0.9	0.9		0.8	0.9	米国	【0.01-0.15 (n=8) (米国)】
ごまの種子	0.9	0.9		0.8	0.9	米国	【米国ひまわり、なたね参照】
べにばなの種子	0.9	0.9		0.8	0.9	米国	【米国ひまわり、なたね参照】
綿実	0.01	0.01		0.01			
なたね	0.9	0.9		0.8	0.9	米国	【0.02-0.81 (n=16) (米国)】
その他のオイルシード	0.9	0.9		0.8	0.9	米国	【米国ひまわり、なたね参照】
くり	0.06		IT		0.06	米国	【米国アーモンド、ペカン参照】
ペカン	0.06		IT		0.06	米国	【<0.01-0.03 (n=5) (米国)】
アーモンド	0.06		IT		0.06	米国	【<0.01-0.02 (n=5) (米国)】
くるみ	0.06		IT		0.06	米国	【米国アーモンド、ペカン参照】
その他のナッツ類	0.8	0.8		0.8			
その他のスパイス	0.8	0.8		0.8			
その他のハーブ	30	0.6	IT	0.6	30	米国	【米国セリ、レタス、ほうれん草参照】

農薬名 フルキサピロキサド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外國 基準値 ppm	
牛の筋肉	0.2	0.2		0.2		【牛の脂肪参照】
豚の筋肉	0.2	0.2		0.2		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.2		【牛の脂肪参照】
牛の脂肪	0.2	0.2				【推:0.119】
豚の脂肪	0.2	0.2				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2				【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.1	0.1		0.1		【推:0.065】
豚の肝臓	0.1	0.1		0.1		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1		0.1		【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.1	0.1		0.1		【牛の肝臓参照】
豚の腎臓	0.1	0.1		0.1		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1		0.1		【牛の肝臓参照】
牛の食用部分	0.1	0.1		0.1		【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	0.1	0.1		0.1		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1		0.1		【牛の肝臓参照】
乳	0.02	0.02		0.02		【推:0.010】
鶏の筋肉	0.02	0.02		0.02		【推:0.012】
その他の家きんの筋肉	0.02	0.02		0.02		【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		【推:0.033】
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05		【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.02	0.02		0.02		【推:0.012】
その他の家きんの肝臓	0.02	0.02		0.02		【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.02	0.02		0.02		【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの腎臓	0.02	0.02		0.02		【鶏の肝臓参照】
鶏の食用部分	0.02	0.02		0.02		【鶏の肝臓参照】
その他の家きんの食用部分	0.02	0.02		0.02		【鶏の肝臓参照】
鶏の卵	0.02	0.02		0.02		【推:0.0077】
その他の家きんの卵	0.02	0.02		0.02		【鶏の卵参照】
小麦ふすま	1	1		1		
とうがらし(乾燥させたもの)	6	6		6		

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参考などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

IT:海外で設定されている基準値を参考するよう申請されたもの

推:推定される残留量であることを示す

※米においては、米国の残留基準に玄米の加工係数0.2を乗じた値を基準値案とした。

答申(案)

フルキサピロキサド

(別紙2)

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	1
小麦	0.3
大麦	3
ライ麦	3
とうもろこし	0.2
そば	3
その他の穀類 ^{注1)}	3
大豆	0.3
小豆類 ^{注2)}	0.4
えんどう	0.4
そら豆	0.4
らっかせい	0.01
その他の豆類 ^{注3)}	0.4
ばれいしょ	0.03
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02
かんしょ	0.02
やまいも(長いもをいう。)	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
てんさい	0.2
さとうきび	3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.9
かぶ類の根	0.9
西洋わさび	0.9
クレソン	30
はくさい	4
キャベツ	4
芽キャベツ	4
ケール	4
きょうな	4
チンゲンサイ	4
カリフラワー	4
ブロッコリー	4
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	4
ごぼう	0.9
サルシフィー	0.9
エンダイブ	30
しゅんぎく	30
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30
その他のきく科野菜 ^{注6)}	30
たまねぎ	2
ねぎ(リーキを含む。)	2
にんにく	2
にら	2
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	2
にんじん	0.9
ペースニップ	0.9
パセリ	30

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスペイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

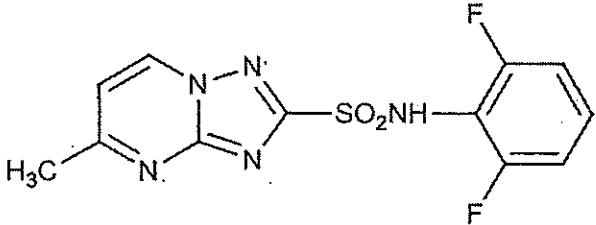
注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

食品名	ppm	残留基準値
セロリ	30	
その他のせり科野菜 ^{注8)}	30	注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト	0.7	
ピーマン	0.7	
なす	0.7	
その他のなす科野菜 ^{注9)}	0.7	注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	
その他のうり科野菜 ^{注10)}	0.5	注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
オクラ	0.7	
しょうが	0.02	
未成熟えんどう	2	
未成熟いんげん	2	
えだまめ	2	
しいたけ	0.6	
その他のきのこ類 ^{注11)}	0.6	注11)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
その他の野菜 ^{注12)}	7	
りんご	0.9	
日本なし	0.9	
西洋なし	0.9	
マルメロ	0.9	
ネクタリン	3	
あんず(アプリコットを含む。)	3	
すもも(ブルーンを含む。)	5	
うめ	2	
おうとう(チェリーを含む。)	3	
いちご	4	
ラズベリー	5	
ブラックベリー	5	
ブルーベリー	7	
クランベリー	7	
ハツクルベリー	7	
その他のベリー類果実 ^{注13)}	7	
ぶどう	2	
グアバ	7	
パッションフルーツ	2	
その他の果実 ^{注14)}	2	
ひまわりの種子	0.9	
ごまの種子	0.9	
べにばなの種子	0.9	
綿実	0.01	
なたね	0.9	
その他のオイルシード ^{注15)}	0.9	注15)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスペイス以外のものをいう。
くり	0.06	
ペカン	0.06	
アーモンド	0.06	
くるみ	0.06	
その他のナッツ類 ^{注16)}	0.8	注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm	
その他のスパイス ^{注17)}	0.8	注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のハーブ ^{注18)}	30	注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の筋肉	0.2	
豚の筋肉	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.2	
牛の脂肪	0.2	
豚の脂肪	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	
牛の肝臓	0.1	
豚の肝臓	0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の腎臓	0.1	
豚の腎臓	0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	
牛の食用部分 ^{注20)}	0.1	注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	
乳	0.02	
鶏の筋肉	0.02	
その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.02	注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
鶏の脂肪	0.05	
その他の家きんの脂肪	0.05	
鶏の肝臓	0.02	
その他の家きんの肝臓	0.02	
鶏の腎臓	0.02	
その他の家きんの腎臓	0.02	
鶏の食用部分	0.02	
その他の家きんの食用部分	0.02	
鶏の卵	0.02	
その他の家きんの卵	0.02	
小麦ふすま とうがらし(乾燥させたもの)	1 6	

フルメツラム (Flumetsulam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 <p>The chemical structure of Flumetsulam is shown. It consists of a purine ring system with a methyl group at position 2 and a 4-(methylsulfonyl)imidazole side chain at position 5. The imidazole ring is substituted with a 4-fluorophenyl group.</p>										
用途	農薬／除草剤										
作用機構	トリアゾロピリミジン環を有する除草剤である。分枝鎖アミノ酸(バ リン、ロイシン及びイソロイシン)の植物体内での生合成酵素である アセトラクテートシンターゼを阻害することで、殺草効果を示すもの と考えられている。										
適用作物	とうもろこし、だいす 等										
我が国の登録状況	農薬登録はされていない。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていな い。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、 米国においてとうもろこし、大豆等に、カナダにおいてとうもろこし、 大豆に、豪州において穀類、畜産物等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における 食品健康影響評価結果	ADI : 1 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験（イヌ・混餌） 無毒性量 100 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルメツラムとする。										
暴露評価	TMDI／ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="579 1449 1421 1674"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>0.07</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>0.06</td> </tr> </tbody> </table> TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		TMDI／ADI (%)	一般 (1歳以上)	0.07	幼小児 (1~6歳)	0.25	妊婦	0.09	高齢者 (65歳以上)	0.06
	TMDI／ADI (%)										
一般 (1歳以上)	0.07										
幼小児 (1~6歳)	0.25										
妊婦	0.09										
高齢者 (65歳以上)	0.06										
意見聴取の状況	平成27年7月27日に在京大使館への説明を実施 平成27年9月4日～10月3日にパブリックコメントを実施 平成27年8月25日～10月24日にWTO通報を実施										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

フルメソラム

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05		0.05	豪州	【<0.05,<0.05(豪州)】
大麦	0.05	0.05		0.05	豪州	【<0.05,<0.05(豪州)】
ライ麦	0.05	0.05		0.05	豪州	【豪州 大麦、小麦参照】
とうもろこし	0.05	0.05		0.05	米国	【<0.002-<0.005(米国)(n=68)】
その他の穀類	0.05	0.05		0.05	豪州	【豪州 大麦、小麦参照】
大豆	0.05	0.05		0.05	米国	【<0.0025-<0.05(米国)(n=82)】
小豆類	0.05	0.05		0.05	米国	【<0.005(米国)(n=10)】
えんどう	0.05	0.05		0.05	豪州	【豪州ひよこ豆参照】
そら豆	0.05	0.05		0.05	豪州	【豪州ひよこ豆参照】
らっかせい	0.05	0.05		0.05	豪州	【<0.05,<0.05(豪州)(n=9)】
その他の豆類	0.05	0.05		0.05	豪州	【<0.05,<0.05(豪州)(n=8)】(ひよこ豆)(豪州)】
えだまめ		0.05				
その他の野菜		0.1				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				
牛の筋肉	0.1	0.1		0.1	豪州	【推:0.01】
豚の筋肉	0.1	0.1		0.1	豪州	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1		0.1	豪州	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.1	0.1		0.1	豪州	【推:0.01】
豚の脂肪	0.1	0.1		0.1	豪州	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1		0.1	豪州	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.3	0.2		0.3	豪州	【牛の腎臓参照】
豚の肝臓	0.3	0.2		0.3	豪州	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.2		0.3	豪州	【牛の腎臓参照】
牛の腎臓	0.3	0.2		0.3	豪州	【推:0.15】
豚の腎臓	0.3	0.2		0.3	豪州	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.2		0.3	豪州	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.3	0.2		0.3	豪州	【牛の腎臓参照】
豚の食用部分	0.3	0.2		0.3	豪州	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3	0.2		0.3	豪州	【牛の腎臓参照】
乳	0.1	0.1		0.1	豪州	【推:0.01】
鶏の筋肉		0.1				
その他の家きんの筋肉		0.1				
鶏の脂肪		0.1				
その他の家きんの脂肪		0.1				
鶏の肝臓		0.1				
その他の家きんの肝臓		0.1				
鶏の腎臓		0.1				
その他の家きんの腎臓		0.1				
鶏の食用部分		0.1				
その他の家きんの食用部分		0.1				
鶏の卵		0.1				
その他の家きんの卵		0.1				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

():使用方法を逸脱して実施された試験成績

推:推定される残留量であることを示す

フルメソラム

食品名	残留基準値 ppm
小麦	0.05
大麦	0.05
ライ麦	0.05
どうもろこし	0.05
その他の穀類 ^{注1)}	0.05
大豆	0.05
小豆類 ^{注2)}	0.05
えんどう	0.05
そら豆	0.05
らっかせい	0.05
その他の豆類 ^{注3)}	0.05
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注4)} の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.3
豚の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.3
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分 ^{注5)}	0.3
豚の食用部分	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3
乳	0.1

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、どうもろこし及びそば以外のものをいう。

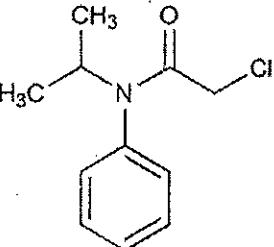
注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスペイス以外のものをいう。

注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注5)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

プロパクロール (Propachlor)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	農薬／除草剤										
作用機構	酸アミド系の除草剤である。作用機序は明らかではないが、類似構造を持つ酸アミド系除草剤では、主に長鎖脂肪酸の合成阻害により、植物の成長部位での正常な細胞分裂を阻害することによって、殺草効果を示すものと考えられている。										
適用作物／適用雑草等	とうもろこし、ソルガム／Annual ryegrass 等										
我が国の登録状況	農薬登録されていない。										
諸外国の状況	<p>JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。</p> <p>米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこし、畜産物等に、EUにおいてりんご、ばれいしょ等に、オーストラリアにおいてねぎ、乳等に、ニュージーランドにおいて野菜に基準値が設定されている。</p>										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.054 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 5.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：プロパクロール及び塩基性条件下の加水分解によりN-イソプロピルアニリンに変換される代謝物とする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI (%)	一般 (1歳以上)	1.4	幼小児 (1~6歳)	2.8	妊婦	1.3	高齢者 (65歳以上)	1.3
	TMDI／ADI (%)										
一般 (1歳以上)	1.4										
幼小児 (1~6歳)	2.8										
妊婦	1.3										
高齢者 (65歳以上)	1.3										
意見聴取の状況	<p>平成27年6月11日在京大使館への説明を実施</p> <p>平成27年7月1日～8月30日にWTI通報を実施</p> <p>平成27年9月4日～10月3日にパブリックコメントを実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

農薬名

プロパクロール

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
小麦		0.05				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.08				
そば		0.05				
その他の穀類		0.2	0.2		0.2	豪州 【ND-0.24(n=38)(ソルガム)(豪州)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
かぶ類の根		0.02				
キャベツ	0.6	0.6		0.6	豪州 【<0.02-0.54(n=13)(豪州)】 【豪州キャベツ参照】	
芽キャベツ	0.6	0.6		0.6	豪州 【0.02-0.39(n=7)(豪州)】 【<0.02-0.46(n=6)(豪州)】	
カリフラワー	0.6	0.6		0.6	豪州 【<0.02-0.63(n=17)(豪州)】 【<0.02(n=2)(豪州)】 【豪州たまねぎ参照】	
ブロッコリー	0.6	0.6		0.6	豪州 【<0.02-0.63(n=17)(豪州)】 【<0.02(n=2)(豪州)】 【豪州たまねぎ参照】	
その他のあぶらな科野菜		0.6				
たまねぎ	0.7	0.3				
ねぎ(リーキを含む。)	0.02	0.02				
にんにく	0.7	0.3		0.02	豪州 【<0.02-0.63(n=17)(豪州)】 【<0.02(n=2)(豪州)】 【豪州たまねぎ参照】	
その他の野菜		0.05				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.6				
牛の筋肉		0.02				
豚の筋肉		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.02				
牛の脂肪		0.02				
豚の脂肪		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02				
牛の肝臓		0.06				
豚の肝臓		0.06				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.06				
牛の腎臓		0.06				
豚の腎臓		0.06				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.06				
牛の食用部分		0.06				
豚の食用部分		0.06				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.06				
乳		0.02				
鶏の筋肉		0.02				
その他の家きんの筋肉		0.02				
鶏の脂肪		0.02				
その他の家きんの脂肪		0.02				
鶏の肝臓		0.02				
その他の家きんの肝臓		0.02				
鶏の腎臓		0.02				
その他の家きんの腎臓		0.02				
鶏の食用部分		0.02				
その他の家きんの食用部分		0.02				
鶏の卵		0.02				
その他の家きんの卵		0.02				

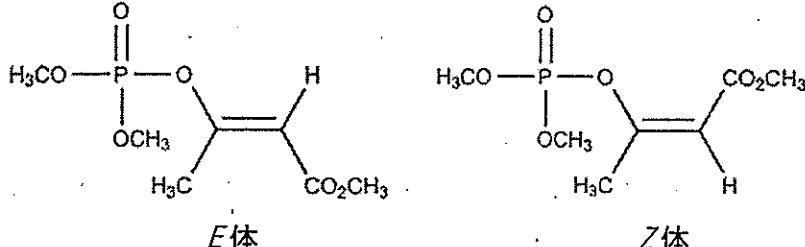
網掛け：ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値（暫定基準）

※豪州では、残留試験における本剤の使用量が同国の使用基準で定められた使用量の範囲外であるため、比例原則を用い、使用基準で定められた使用量に対応するよう残留試験結果（残留濃度）を換算した上、残留基準値の設定根拠としている。このため、豪州の当該基準値を参考するに当たり、作物残留試験成績等の欄には、換算後の残留試験結果（残留濃度）を記載した。

プロパクロール

食品名	残留基準値 ppm	※今回基準値を設定するプロパクロールとは、プロパクロール及び塩基性条件下の加水分解によりN-イソプロピルアニリンに変換される代謝物をプロパクロールに換算したものの和をいう。
とうもろこし	0.05	
その他の穀類 ^{注)}	0.2	注)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
キャベツ	0.6	
芽キャベツ	0.6	
カリフラワー	0.6	
ブロッコリー	0.6	
たまねぎ	0.7	
ねぎ(リーキを含む。)	0.02	
にんにく	0.7	

メビンホス (Mevinphos)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式	 <i>E</i> 体 <i>Z</i> 体										
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	有機リン系殺虫剤である。神經系のアセチルコリンエステラーゼ活性を阻害することにより殺虫作用を示すものと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー、芽キャベツ／コナガ										
我が国の登録状況	農薬登録されていない。										
諸外国の状況	<p>1996年に JMPRにおける毒性評価が行われ、ADI及びARfDが設定されている。国際基準は設定されていない。</p> <p>米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、豪州においてカリフラワー、畜産物等に、カナダにおいてブロッコリー、カリフラワー等に基準値が設定されている。</p>										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.0008 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 30日間 反復投与試験（ヒト・経口） 無毒性量 0.016 mg/kg 体重/day 安全係数 20</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：(E)-メビンホス及び(Z)-メビンホスの和とする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI／ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI／ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>5.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>2.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>3.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI／ADI (%)	一般 (1歳以上)	3.4	幼小児 (1~6歳)	5.8	妊婦	2.6	高齢者 (65歳以上)	3.4
	TMDI／ADI (%)										
一般 (1歳以上)	3.4										
幼小児 (1~6歳)	5.8										
妊婦	2.6										
高齢者 (65歳以上)	3.4										
意見聴取の状況	<p>平成27年6月11日に在京大使館への説明を実施</p> <p>平成27年7月1日～8月30日にWTO通報を実施</p> <p>平成27年9月4日～10月3日にパブリックコメントを実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
えんどう その他の豆類		0.3 0.3				
さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) こんにゃくいも その他のいも類		0.1 0.1 0.1 0.1 0.1				
てんさい		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜		0.1 0.1 0.2 0.1 0.5 0.1 0.05 0.05 0.2 0.2 0.1 0.1 0.1 0.05 0.05 0.4 0.5 0.4				【<0.05(n=2)(豪州)】 【<0.05(n=3)(豪州)】 【豪州キャベツ、芽キャベツ、ブロッコリー参照】 【<0.05(n=2), <0.05(#)(豪州)】
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜		0.1 0.1 0.1 0.5 0.5 0.5 0.4 0.1				
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく にら アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜		0.1 0.2 0.1 0.5 0.2 0.1 0.5				
にんじん バースニップ バセリ セロリ みつば その他のセリ科野菜		0.1 0.1 0.5 0.6 0.5 0.5				
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜		0.2 0.2 0.1 0.2				
きゅうり(ガーリックを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) すいか メロン類果実 まくわうり		0.2 0.3 0.3 0.3 0.5				
ほうれんそう しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん		0.6 0.1 0.1 0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
えだまめ		0.1				
マッシュルーム		0.1				
しいたけ		0.1				
その他のきのこ類		0.1				
その他の野菜		0.4				
みかん		0.2				
なつみかんの果実全体		0.2				
レモン		0.2				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.2				
グレープフルーツ		0.2				
ライム		0.2				
その他のかんきつ類果実		0.2				
りんご		0.2				
日本なし		0.2				
西洋なし		0.2				
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも		0.4				
ネクタリン		0.4				
あんず(アプリコットを含む。)		0.2				
すもも(ブルーンを含む。)		0.4				
うめ		0.5				
おうとう(チェリーを含む。)		0.5				
いちご		0.5				
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		0.1				
ブルーベリー		0.1				
クランベリー		0.1				
ハックルベリー		0.1				
その他のベリー類果実		0.1				
ぶどう		0.3				
かき		0.1				
バナナ		0.1				
キウイ		0.1				
アボカド		0.1				
ペイナップル		0.1				
グアバ		0.1				
マンゴー		0.1				
パッションフルーツ		0.1				
なつめやし		0.1				
その他の果実		0.5				
ぎんなん		0.1				
くり		0.1				
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1				
その他のスパイス		0.5				
その他のハーブ		0.5				
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.05				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)
(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

メビンホス

食品名	残留基準値 ppm
キャベツ	0.05
芽キャベツ	0.05
カリフラワー	0.05
ブロッコリー	0.05

※今回基準値を設定するメビンホスとは、(E)-メビンホス及び(Z)-メビンホスの和をいう。

プロペタンホス (Propetamphos)

審議の対象	動物用医薬品の食品中の残留基準の設定										
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行うもの。										
構造式											
用途	動物用医薬品／外部寄生虫駆除剤										
作用機構	有機リン系化合物であり、羊の疥癬、ハエ蛆症及びシラミ等を抑えるために用いられる。										
対象動物	羊										
我が国の承認状況	動物用医薬品としての承認はないが、ゴキブリ、ノミ及びイエダニの駆除を目的とした殺虫剤が一般用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	JECFAにおいて評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、豪州において基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.0005 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 93週間 慢性毒性/発がん性併合試験（マウス・混餌） 無毒性量 0.05 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。</p> <p>残留の規制対象物質：プロペタンホスとする。</p>										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>0.02</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	一般（1歳以上）	0.02	幼小児（1～6歳）	0.01	妊婦	0.01	高齢者（65歳以上）	0.01
	TMDI/ADI (%)										
一般（1歳以上）	0.02										
幼小児（1～6歳）	0.01										
妊婦	0.01										
高齢者（65歳以上）	0.01										
意見聴取の状況	<p>平成27年6月11日在京大使館への説明を実施</p> <p>平成27年7月1日～8月30日にWTO通報を実施</p> <p>平成27年9月4日～10月3日にパブリックコメントを実施</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

動植物名

プロペタンホス

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.02 0.01			0.01	豪州 【<0.005(n=4)(豪州)】
牛の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.02 0.01			0.01	豪州 【<0.01(n=4)(豪州)】
牛の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.02 0.01			0.01	豪州 【<0.005(n=4)(豪州)】
牛の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.02 0.01			0.01	豪州 【<0.005(n=4)(豪州)】
牛の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.02 0.01			0.01	豪州 【(他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓及び腎臓参照)】
乳		0.02				

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参考し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

プロペタンホス

食品名	残留基準値 ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注2)}	0.01

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。